資　料　提　供
令和８年 10 月 29 日
課名：市町行財政課
担当：酒井
内線：2601
直通：082-513-2601

広島県住民基本台帳法施行条例の一部改正に関する県民意見の募集（パブリックコメント）の実施について

１　要　旨

広島県では、県民が県に対して申請等をする際に、本人確認を行うことが必要な県の事務のうち、住民基本台帳法又は広島県住民基本台帳法施行条例（以下「条例」という。）で定めたものについては、住民票を添付しなくても、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）を活用することにより、住民票の提出を省略できるようになっている。

また、県が県民の状況を確認する必要がある事務の一部でも、住基ネットを使用することにより、事務の効率化を図っている。

このたび、行政サービスの向上及び事務効率化のため、住基ネットを利用する事務を見直し、条例を改正して新たな事務を追加するとともに、今後利用の見込めない事務の削除を検討しているため、県民からの御意見を幅広く募集する。

２　募集する意見

広島県住民基本台帳法施行条例の一部改正に関する意見

３　募集期間

令和８年 10 月 29 日（木）～令和８年 11 月 27 日（金）
（郵送の場合は、令和８年 11 月 27 日（金）必着）

４　意見の提出方法

別紙「御意見記入用紙」を次のいずれかの方法で提出する。
なお、意見を正確に把握するため、電話での受付はしていない。

(1) 郵送　　〒730-8511 広島市中区基町 10-52
　　広島県地域政策局市町行財政課　調整グループ
(2) FAX　　082-223-6313
(3) 電子メール　chishichou@pref.hiroshima.lg.jp
　　※　件名に「住基パブリックコメント」と記入してください。

５　意見の取扱い

(1)　お寄せいただいた御意見は、今回の見直しの参考にする。
(2)　個人が識別される情報を除いた上で公表する場合がある。

(3)　意見に対する個別の回答は行わないが、県の考え方については、類似の意見をまとめた上で、上記(2)と併せて公表する。

(4)　個人情報については、この事務に必要な範囲内で適切に取り扱う。

6　資料の閲覧

(1)　広島県ホームページ

本件に係る【県民意見募集（パブリックコメント）】のページ

https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/36/202610iken.html

(2)　閲覧場所

機　関　名	所在地	電　話
行政情報コーナー（県庁南館１階）	広島市中区基町 10-52	082-513-2380
地域政策局市町行財政課（県庁南館２階）		082-513-2601
西部総務事務所　総務課	広島市中区基町 10-52	082-513-5483
西部総務事務所呉支所　総務課	呉市西中央 1-3-25	0823-22-5400
西部総務事務所　総務第二課	廿日市市桜尾本町 11-1	0829-32-1141
西部総務事務所東広島支所　総務課	東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911
東部総務事務所　総務課	福山市三吉町 1-1-1	084-921-1311
東部総務事務所　総務第二課	尾道市古浜町 26-12	0848-25-2011
北部総務事務所　総務課	三次市十日市東 4-6-1	0824-63-5181
北部総務事務所　総務第二課	庄原市東本町 1-4-1	0824-72-2015

※　閲覧可能時間

土曜日、日曜日、祝日、年末年始等の閉庁日を除き、

- 行政情報コーナー　：　8:45～17:00
- その他の機関　　：　8:30～17:15（12:00～13:00 を除く）

※　時間や場所にとらわれない、ホームページからの閲覧が便利です。

7　問合先

広島県地域政策局市町行財政課　調整グループ　電話：082-513-2601